

文部科学省の基本的な考え方

- 第3次勧告で指摘されている事項は、学校教育制度の根幹にかかわるものであることから、文部科学省としては、学校教育の環境の整備に関する基本方針や国と地方公共団体の責務等を定める「学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案」(教育環境整備法案)(※)の国会提出に向けた今後の検討の中で、第3次勧告の趣旨も十分に参酌した上で、教育一括交付金(仮称)の実現に向けた検討状況も見極めつつ、学校教育における地方分権の推進に取り組んでいくこととする。
- ※ 第171回国会において民主党から法案提出、参議院可決・衆議院で審査未了
- このような基本的な考え方の下、見直し対象とされている個々の条項については、別表の通り対応することとする。

(a) 施設・公物設置管理の基準<文部科学省>

第3次勧告										条例制定に関する国の基準	地方要望分	貴府省の対応	
分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考			可否	法改正時期又は対応案等
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体					
10	3	学校教育法	第3条		学校の設置基準	第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。	廃止又は条例委任	1		一学級の生徒等の数及び教諭等の数は「標準」に該当	※	×	全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図り、学校の一定の教育水準や安全を保障するため、国として、国公私立共通の最低基準としての学校設置基準を定めることが必要。現在の設置基準は、弾力的・大綱的な規定である。 幼稚園設置基準に対する要望以外、学校の設置基準の廃止又は条例委任を希望するといった地方公共団体等からの要望は出されていないと認識。 この学校教育法第3条は、何が「学校」であるかを定める最低の基準に関する規定として学校教育法の根幹にかかわるものであり、義務教育を含めた学校教育制度全体の在り方の問題である。
10	4	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第4条		学級編制の基準	(学級編制) 第四条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、前条第二項又は第三項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。	廃止又は条例委任	3		第3条第2項及び第3項に規定される一学級の生徒等の数は「標準」に該当	※	△	学級編制・教職員定数の在り方については、学校教育制度の根幹に関わるものであることから、教育環境整備法案や教育一括交付金(仮称)等の検討の中で教育条件整備全体の観点から検討を行う必要がある。 学級編制に関する都道府県から市町村への権限の移譲については、第一次勧告を踏まえ、地方教育関係者と人事権や給与負担等の移譲とあわせて議論し、現在、関係者間の意見調整を行っているところである。現時点においては、地方教育関係者間の意見の隔たりが大きいことから、引き続き意見調整を進めてまいりたい。なお、地方教育関係者間の意見調整を円滑に進めるためには、教育一括交付金(仮称)の早期の導入が望まれる。 教職員定数については、本法に定める数を標準として、各都道府県が定めることとされている。さらに、この定数については、従来から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第41条第1項により、「都道府県の条例で定める」こととされており、ご指摘の内容については現行制度上すでに措置されているものと考え。

第3次勧告										条例制定 に関する 国の基準	地方要望分	貴府省の対応	
分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考			可否	法改正時期又は対応案等
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定 の主体					
10	4	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第6条		小中学校等教職員定数の標準	(小中学校等教職員定数の標準) 第六条 各都道府県ごとの、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程(学校給食法第五条の二に規定する施設を含む。)に置くべき教職員の総数(以下「小中学校等教職員定数」という。)は、次条、第七条第一項及び第二項並びに第八条から第九条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。この場合においては、それぞれ、当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種類ごとの総数を定めなければならない。	廃止又は条例委任	3		小中学校等教職員定数は「標準」に該当	※	△ 同上	
			第6条の2		小中学校等教職員定数の標準(校長の数)	第六条の二 校長の数は、小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に一を乗じて得た数とする。	廃止又は条例委任	3		校長の数は「標準」に該当	※		
			第7条	第1項	小中学校等教職員定数の標準(教頭及び教諭等の数)	第七条 副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師(以下「教頭及び教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。 二 次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる学校規模ごとの学校の学級総数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。)の合計数 (「次の表」は省略) 二 二十七学級以上の小学校の数と二十四学級以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の数との合計数に一を乗じて得た数 三 三十学級以上の小学校の数に二分の一を乗じて得た数、十八学級から二十九学級までの中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下この号において同じ。)の数に一を乗じて得た数及び三十学級以上の中学校の数に二分の一を乗じて得た数の合計数 四 小学校の分校の数と中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の分校の数との合計数に一を乗じて得た数 五 次の表の上欄に掲げる寄宿する児童又は生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数 (「次の表」は省略)	廃止又は条例委任	3	法に基づき計算される教職員定数は「教職員の総数」ではなく「県費負担教職員」の総数であることを法文上も明確化	教頭及び教諭等の数は「標準」に該当	※		

第3次勧告										条例制定に関する国の基準	地方要望分	貴府省の対応	
分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考			可否	法改正時期又は対応案等
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体					
10	4	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第7条	第2項	小中学校等教職員定数の標準(教頭及び教諭等の数)	2 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、児童又は生徒の心身の発達に配慮し個性に応じた教育を行うため、複数の教頭及び教諭等の協力による指導が行われる場合、少数の児童若しくは生徒により構成される集団を単位として指導が行われる場合又は教育課程(小学校の教育課程を除く。)の編成において多様な選択教科が開設される場合には、前項の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を教頭及び教諭等の数とする。	廃止又は条例委任	3	法に基づき計算される教職員定数は「教職員の総数」ではなく「県費負担教職員」の総数であることを法文上も明確化	教頭及び教諭等の数は「標準」に該当	※	△	同上
			第7条	第3項	小中学校等教職員定数の標準(教頭及び教諭等の数)	3 前二項に定めるところにより算定した数(以下この項において「小中学校等教頭教諭等標準定数」という。)のうち、副校長及び教頭の数は二十七学級以上の小学校の数と二十四学級以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。)の数の合計数に二を乗じて得た数、九学級から二十六学級までの小学校の数と六学級から二十三学級までの中学校の数の合計数に二を乗じて得た数、六学級から八学級までの小学校の数の四分の三を乗じて得た数並びに三学級から五学級までの中学校の数の二分の一を乗じて得た数の合計数(以下この項において「小中学校等教頭等標準定数」という。)とし、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数は小中学校等教頭教諭等標準定数から小中学校等教頭等標準定数を減じて得た数とする。	廃止又は条例委任	3		教頭及び教諭等の数は「標準」に該当	※		
			第8条		小中学校等教職員定数の標準(養護教諭等の数)	第八条 養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び養護助教諭(以下「養護教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。 一 三学級以上の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に二を乗じて得た数 二 児童の数が八百五十一人以上の小学校の数と生徒の数が八百人以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の数の合計数に二を乗じて得た数 三 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五に規定する病院又は診療所をいう。)が存しない市町村の数等を考慮して政令で定めるところにより算定した数	廃止又は条例委任	3		養護教諭等の数は「標準」に該当	※		

第3次勧告										条例制定 に関する 国の基準	地方要望分	貴府省の対応	
分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考			可否	法改正時期又は対応案等
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定 の主体					
10	4	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第8条の2		小中学校等教職員定数の標準(栄養教諭等の数)	<p>第八条の二 栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、栄養教諭並びに学校栄養職員(以下「栄養教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>一 学校給食(給食内容がミルクのみである給食を除く。第十三条の二において同じ。)を実施する小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程で専ら当該学校又は当該課程の学校給食を実施するために必要な施設を置くもの(以下この号において「単独実施校」という。)のうち児童又は生徒の数が五百五十人以上のもの(次号において「五百五十人以上単独実施校」という。)の数の合計数に一を乗じて得た数と単独実施校のうち児童又は生徒の数が五百四十九人以下のもの(以下この号及び次号において「五百四十九人以下単独実施校」という。)の数の合計数から同号に該当する市町村の設置する五百四十九人以下単独実施校の数の合計数を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数との合計数</p> <p>二 五百五十人以上単独実施校又は共同調理場(学校給食法第五条の二に規定する施設をいう。以下同じ。)を設置する市町村以外の市町村で当該市町村の設置する五百四十九人以下単独実施校の数の合計数が一以上三以下の市町村の数に一を乗じて得た数</p> <p>三 次の表の上欄に掲げる共同調理場に係る小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の児童及び生徒(給食内容がミルクのみである給食を受ける者を除く。以下この号において同じ。)の数の区分ごとの共同調理場の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数 (「次の表」は省略)</p>	廃止又は条例委任	3	法に基づき計算される教職員定数は「教職員の総数」ではなく「県費負担教職員」の総数であることを法文上も明確化	栄養教諭等の数は「標準」に該当	※	△ 同上	
					小中学校等教職員定数の標準(事務職員の数)	<p>第九条 事務職員の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>一 四学級以上の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に一を乗じて得た数</p> <p>二 三学級の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に四分の三を乗じて得た数</p> <p>三 二十七学級以上の小学校の数に一を乗じて得た数と二十一学級以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の数に一を乗じて得た数との合計数</p> <p>四 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)第二条に規定する保護者(同条に規定する費用等の支給を受けるものに限る。)及びこれに準ずる程度に困難している者で政令で定めるものの児童又は生徒の数が著しく多い小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程で政令で定めるものの数の合計数に一を乗じて得た数</p>	廃止又は条例委任	3		事務職員の数は「標準」に該当	※		
					特別支援学校教職員定数の標準	<p>(特別支援学校教職員定数の標準)</p> <p>第十条 各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の小学校及び中学部に置くべき教職員の総数(以下「特別支援学校教職員定数」という。)は、次条、第十一条第一項及び第十二条から第十四条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。</p>	廃止又は条例委任	3		特別支援学校教職員定数は「標準」に該当	※		
					特別支援学校教職員定数の標準(校長の数)	<p>第十条の二 校長の数は、特別支援学校の数に一を乗じて得た数とする。</p>	廃止又は条例委任	3		校長の数は「標準」に該当	※		

第3次勧告										条例制定 に関する 国の基準	地方要望分	貴府省の対応	
分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考			可否	法改正時期又は対応案等
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定 の主体					
10	4	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第11条	第1項	特別支援学校教職員定数の標準(教頭及び教諭等の数)	<p>第十一条 教頭及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる部の別ごとに同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の学級総数に当該部の規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数 (「次の表」は省略)</p> <p>二 小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上の特別支援学校の数に二を乗じて得た数と中学部の学級数が十八学級以上の特別支援学校の数に一を乗じて得た数との合計数</p> <p>三 小学部及び中学部の児童及び生徒の数が百一人から百五十人までの特別支援学校の数に一を乗じて得た数、小学部及び中学部の児童及び生徒の数が百五十一人から二百人までの特別支援学校の数に二を乗じて得た数並びに小学部及び中学部の児童及び生徒の数が二百一人以上の特別支援学校の数に三を乗じて得た数の合計数</p> <p>四 次の表の上欄に掲げる特別支援学校の区分ごとの学校(小学部及び中学部が置かれていないものを除く。)の数に当該特別支援学校の区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数と小学部及び中学部の学級数が七学級以上の特別支援学校ごとに当該学校の小学部及び中学部の学級数から六を減じて得た数に四分の一(肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校にあつては、三分の一)を乗じて得た数の合計数とを合計した数 (「次の表」は省略)</p> <p>五 特別支援学校の分校の数に一を乗じて得た数</p> <p>六 次の表の上欄に掲げる寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計 (「次の表」は省略)</p>	廃止又は条例委任	3	法に基づき計算される教職員定数は「教職員の総数」ではなく「県費負担教職員」の総数であることを法文上も明確化	教頭及び教諭等の数は「標準」に該当	※	△ 同上	
					特別支援学校教職員定数の標準(教頭及び教諭等の数)	<p>2 前項に定めるところにより算定した数(以下この項において「特別支援学校教頭教諭等標準定数」という。)のうち、副校長及び教頭の数は小学部及び中学部の学級数が六学級から二十六学級までの特別支援学校の数に一を乗じて得た数と小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上の特別支援学校の数に二を乗じて得た数との合計数(以下この項において「特別支援学校教頭等標準定数」という。)とし、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数は特別支援学校教頭教諭等標準定数から特別支援学校教頭等標準定数を減じて得た数とする。</p>	廃止又は条例委任	3		教頭及び教諭等の数は「標準」に該当	※		
					特別支援学校教職員定数の標準(養護教諭等の数)	<p>第十二条 養護教諭等の数は、特別支援学校の数に一(小学部及び中学部の児童及び生徒の数が六十一人以上の特別支援学校にあつては、二)を乗じて得た数とする。</p>	廃止又は条例委任	3		養護教諭等の数は「標準」に該当	※		
					特別支援学校教職員定数の標準(寄宿舎指導員の数)	<p>第十三条 寄宿舎指導員の数は、寄宿舎を置く特別支援学校ごとに次に定めるところにより算定した数の合計数(その数が十二に達しない場合にあつては、十二)を合計した数とする。</p> <p>一 寄宿舎に寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒(肢体不自由者である児童及び生徒を除く。)の数の合計数に五分の一を乗じて得た数</p> <p>二 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である小学部及び中学部の児童及び生徒の数の合計数に三分の一を乗じて得た数</p>	廃止又は条例委任	3		寄宿舎指導員等の数は「標準」に該当	※		

第3次勧告											条例制定 に関する 国の基準	地方要望分	貴府省の対応	
分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考	可否			法改正時期又は対応案等	
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定 の主体						
10	4	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第13条の2		特別支援学校教職員定数の標準(栄養教諭等の数)	第十三条の二 栄養教諭等の数は、学校給食を実施する特別支援学校の数に一を乗じて得た数とする。	廃止又は条例委任	3	法に基づき計算される教職員定数は「教職員の総数」ではなく「県費負担教職員」の総数であることを法文上も明確化	栄養教諭等の数は「標準」に該当	※	△	同上	
			第14条		特別支援学校教職員定数の標準(事務職員の数)	第十四条 事務職員の数は、特別支援学校の小学部及び中学部の部の数の合計数に一を乗じて得た数とする。	廃止又は条例委任	3		事務職員の数は「標準」に該当	※			
			第15条		教職員定数算定の特例	(教職員定数の算定に関する特例) 第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数 を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。 一 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の存する地域の社会的条件についての政令で定める教育上特別の配慮を必要とする事情 二 小学校若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程(第八条の二第三号の規定により栄養教諭等の数を算定する場合にあつては、共同調理場に 係る小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程とする。)又は聴覚 障害者である児童若しくは生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の小 学部若しくは中学部において教育上特別の配慮を必要とする児童又は生徒に 対する特別の指導であつて政令で定めるものが行われていること。 三 主幹教諭を置く小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の 運営体制の整備について特別の配慮を必要とする事情として政令で定めるもの 四 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において多様な教育 を行うための諸条件の整備に関する事情であつて事務処理上特別の配慮を 必要とするものとして政令で定めるもの 五 当該学校の教職員が教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第 二十二条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校に おいて教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令 で定める特別の事情	廃止又は条例委任	3		教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数は「標準」に該当	※			
			第16条	第1項	分校等への適用	(分校等についての適用) 第十六条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定(第七条 第一項第四号、第八条第一号及び第二号、第八条の二第一号及び第二号、 第九条第一号及び第二号並びに第十一条第一項第五号の規定を除く。)の適 用について、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。	廃止又は条例委任	3		教職員の数は「標準」に該当	※			
			第16条	第2項	分校等への適用	2 義務教育諸学校の統合に伴い必要となつた校舎の建築が完成しないた め、統合前の学校の校舎で授業を行なっている場合には、統合に伴い必要と なつた校舎の建築が完成するまでは、第七条から第九条まで及び第十一条か ら前条までの規定の適用については、統合前の学校は、それぞれ一の学校と みなす。	廃止又は条例委任	3		教職員の数は「標準」に該当	※			
			第16条	第3項	分校等への適用	3 第八条第一号又は第九条第一号の規定の適用については、同一の設置者 が設置する小学校と中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下この項に おいて同じ。)でこれらの規定の適用の区分に従いそれぞれ政令で定める規模 のものの敷地が同一である場合又は政令で定める距離の範囲内に存する場 合には、当該小学校及び中学校は、一の学校とみなす。	廃止又は条例委任	3		養護教諭等及び事務職員 の数は「標準」に該当	※			

第3次勧告										条例制定に関する国の基準	地方要望分	貴府省の対応	
分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考			可否	法改正時期又は対応案等
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体					
10	4	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第17条	第1項	短時間勤務の職を占める者等の換算基準	(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算) 第十七条 第六条の二から第九条まで又は第十条の二から第十四条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校(共同調理場を含む。)に置く校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。	廃止又は条例委任	3		教職員の数は「標準」に該当	※	△ 同上	
			第17条	第2項	短時間勤務の職を占める者等の換算基準	2 第七条又は第十一条に定めるところにより算定した教頭及び教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校に置く非常勤の講師(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。)の数に換算することができる。	廃止又は条例委任	3	法に基づき計算される教職員定数は「教職員の総数」ではなく「県費負担教職員」の総数であることを法文上も明確化	教頭及び教諭等の数は「標準」に該当	※		
			第18条		教職員定数に含まない数の基準	(教職員定数に含まない数) 第十八条 第六条及び第十条の規定による小中学校等教職員定数及び特別支援学校教職員定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。 一 退職者 二 教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者 三 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業をしている者 四 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百二十五号)第三条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により臨時的に任用される者 五 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六条第一項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者	廃止又は条例委任	3		教職員の数に含まない数は「標準」に該当	※		
10	17	へき地教育振興法	第5条の2	第1項	へき地学校等の指定基準 へき地手当の支給基準	(へき地手当等) 第五条の二 都道府県は、条例で定めるところにより、文部科学省令で定める基準に従い条例で指定するへき地学校並びにこれに準ずる学校及び共同調理場(以下「へき地学校等」という。)に勤務する教員及び職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条の規定により採用された教員及び職員(次条第一項において「再任用教職員等」という。)を除く。)に対して、へき地手当を支給しなければならない。	廃止又は条例委任	3		-	※	△ 全国知事会からの要望(平成19年5月)などを踏まえ、財政当局との調整を経て本年3月にへき地学校等指定基準を改正し、都道府県がへき地学校等の指定を行うにあたって地域の実情に応じた調整を可能とする仕組みを取り入れたところであり、現行制度上すでに措置されている。この改正を受け、現在、都道府県において指定の見直し作業が行われているところである。	
			第5条の2	第2項	へき地手当の月額支給基準	2 へき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額合計額の百分の二十五を超えない範囲内で、文部科学省令で定める基準に従い、条例で定める。	廃止又は条例委任	3		-	※		
			第5条の2	第3項	へき地手当と地域手当等との調整基準	3 へき地学校等が当該学校に勤務する教員及び職員に対し地域手当が支給される地域に所在する場合におけるへき地手当と地域手当その他の手当との調整等に関し必要な事項は、文部科学省令で定める基準に従い、条例で定める。	廃止又は条例委任	3		-	※		

第3次勧告										条例制定 に関する 国の基準	地方要望分	貴府省の対応	
分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考			可否	法改正時期又は対応案等
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定 の主体					
10	2	就学前の子どもに 関する教育、保育 等の総合的な提供 の推進に関する法 律	第3条	第1項	認定こども園の設備・運 営基準	(教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等) 第三条 幼稚園又は保育所等(以下「施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合にあっては、都道府県の教育委員会。以下同じ。)の認定を受けることができる。 一 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領(学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。 二 当該施設が保育所等である場合にあっては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)における同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。 三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。 四 <u>文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。</u>	廃止又は条例委任	1	参酌すべき基準の一層の弾力化、大綱化	○(ただし、第4号に規定する基準は「従うべき基準」及び「標準」には該当しない。)	※	(1) △ 1～3号 (2) ○ 4号	(1) 現在、厚生労働省において、保育制度改革を含む次世代育成支援改革の検討が進められており、文部科学省と厚生労働省が連携して、財政当局とも調整しつつ、この改革の検討にあわせて、認定こども園制度改革について検討。 (2) 既に参酌基準となっており、条例に委任しているもの。
10	2		第3条	第2項	認定こども園の設備・運 営基準	2 幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等(以下「幼保連携施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する幼保連携施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。 一 次のいずれかに該当する施設であること。 イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 ロ <u>当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。</u> 二 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。 三 <u>文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。</u>	廃止又は条例委任	1	参酌すべき基準の一層の弾力化、大綱化	○(ただし、第3号に規定する基準は「従うべき基準」及び「標準」には該当しない。)	※	(1) △ 1, 2号 (2) ○ 3号	(1) 現在、厚生労働省において、保育制度改革を含む次世代育成支援改革の検討が進められており、文部科学省と厚生労働省が連携して、財政当局とも調整しつつ、この改革の検討にあわせて、認定こども園制度改革について検討。 (2) 既に参酌基準となっており、条例に委任しているもの。